

41201

佐賀県

佐賀市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|--|-----------------|----------------------------------|-----------------------|------|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| ○佐賀県企業立地の促進に関する条例施行規則第5条各号に規定している要件 ○特区指定期間内に、市と立地協定を締結、2年以内に操業開始 ○10年以上の継続操業見込まれるもの | | 当初の5年間 課税免除 その後5年間 税率半減 | 固定資産税 (土地・家屋・償却資産) | 10年間 |
| 過疎地区 2,700 超 | 適用なし | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |
| 事業者が、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を佐賀県から受けていること 3,800 (中小企業者 1,900) | 10 (中小企業者 5) | 課税免除 不均一課税 | 固定資産税 | 3年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内 容 |
|--------------|--------|---|---|
| 佐賀市工場等立地奨励条例 | H17.10 | ○新規県内雇用者及び配置転換者の数 中小企業 5人以上 その他 10人以上 ○市と進出協定を締結 ○市税の完納 | 雇用奨励金 ○新規市内雇用者×50万円 ○限度額 2,500万円 ○立地につき1回 |
| | | ○投下固定資産のうち本来業務の用に供する建物及び償却資産取得費 2,500万円超 ○市と進出協定を締結 ○市税の完納 | 企業立地奨励金 ○固定資産税相当額を限度に交付(ただし固定資産税の課税免除を受ける企業を除く) ○最初の課税年度から3年間 |
| | | ○投下固定資産(立地に伴い取得した土地、建物及び償却資産)取得費 2,500万円超 ○市と進出協定を締結 ○市税の完納 | 利子補給金 ○立地のために借り入れた資金(限度額1億円)の利率の年1%以内相当額を交付 ○初回の利子支払から7年間 |

41202

佐賀県

唐津市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 | |
|--|----------|-----------------|--|-------|-----|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | | |
| <p>●地域未来促進法に基づく基本計画で指定する促進区域における特性</p> <p>①輸送用機械関連産業等の集積を活用した成長ものづくり分野※産業集積のある産業は「輸送用機械関連産業」「半導体関連産業」「食品関連産業」「医療・医薬品関連産業」</p> <p>②化粧品関連産業のネットワークを活用したコスメティック産業分野</p> <p>③九州自動車道等の交通・物流インフラを活用した成長ものづくり分野</p> <p>④九州自動車道等の交通・物流インフラを活用した流通関連分野</p> <p>⑤ICT関連のビジネス環境を活用した第4次産業革命関連分野</p> <p>●投資額2億円超</p> <p>●農林漁業関連産業は、5千万円超</p> <p>●地域経済牽引事業計画の承認を受けていること</p> | | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 | |
| <p>●事業者が「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を佐賀県から受けていること</p> <p>3,800 (中小企業者 1,900)</p> | | 10 (中小企業者 5) | <p>課税免除 (移転型)</p> <p>初年度から 3箇年度</p> <p>不均一課税 (拡充型)</p> <p>初年度 1/10 2年度 1/3 3年度 2/3</p> | 固定資産税 | 3年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内 容 |
|--------------------------|-------|--|---|
| 唐津市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例 | H18.6 | <p>〈製造業等〉</p> <p>○製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業</p> <p>○市税等の完納</p> <p>○市との立地協定締結</p> <p>○投下固定資産のうち本来業務に供する建物及び償却資産の取得費2億円以上(道</p> | 雇用奨励金 |
| | | | <p>○新規地元雇用者数×50万円</p> <p>○限度額 2,500万円</p> <p>配置転換者等奨励金</p> <p>○配置転換者等数×50万円</p> <p>○限度額 2,500万円</p> |

| | | | | |
|-----------------|-------|--|---|--|
| | | 路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 にあつては、3億円以上) ○新規地元雇用者及び配置転換者等の総数 10人以上 | | |
| | | 選 択 制 | 工業用水道の供給地域に立地した場 合 工業用水道の未供給地域に立地した 場合 工場立地法施行規則第3条及び第4 条に基づく緑地及び緑地以外の環境 施設 | 工業用水道料金補助金 ○3年間全額補助 水道料金補助金 ○3年間 1/2 補助 緑地等整備補助金 ○初期投資時における緑地等整備に要 する費用に 1/2 の額 ○限度額 2,500 万円 |
| 唐津市企業立地促 進条例 | H19.3 | 〈製造業等〉 ○製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包 業、卸売業 ○市税等の完納 ○市との立地協定締結 ○投下固定資産のうち本来業務に供する建 物及び償却資産の取得費 2,500 万円以上 ○新規地元雇用者数3人以上 | 立地奨励金 ○立地に伴い取得した土地、建物及び償 却資産に係る固定資産税相当額を限 度に3年間交付 雇用奨励金 ○新規地元雇用者数×50 万円 ○限度額 2,500 万円 配置転換者等奨励金 ○配置転換者等数×50 万円 ○限度額 2,500 万円 利子補給金 ○立地に伴い取得した土地、建物及び償 却資産の取得のために金融機関から借 入れた資金に対する利率の年1%以内 の部分について、利子補給金を7年間 交付 ○限度額 年間 100 万円 | |

41203

佐賀県

鳥栖市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内 容 |
|--------------------|-------|--|--|
| 鳥栖市事業所等の立地奨励に関する条例 | H17.9 | (1)企業立地奨励金 ①特定地域(別表参照) ア. 製造業の用に供する施設 ○新設 ・投下固定資産総額5億円以上 ・常時従業者数 20 人以上 <中小企業の場合> ・投下固定資産総額2億円以上 ・常時従業者数 10 人以上 ○増設 ・投下固定資産総額1億円以上 ・新たな常時従業者数 10 人以上 <中小企業の場合> ・投下固定資産総額1億円以上 ○移転 <中小企業の場合> ・投下固定資産総額1億円以上 ②鳥栖北部丘陵新都市 ア. 自然科学研究所の用に供する施設 ○新設 ・投下固定資産総額5億円以上 ・常時従業者数 10 人以上 イ. 市長が特に認める事業用施設 ○新設 ・投下固定資産総額5億円以上 ・常時従業者数 100 人以上 ○増設 ・投下固定資産総額1億円以上 ・事業開始後3年以内 | ○直接事業の用に供する建物及びその附属設備、機械及び装置並びに当該建物の敷地である土地に対して課する固定資産税相当額を3ヵ年度交付 ○次に掲げる要件を満たす場合は、上記の企業立地奨励金の交付が終了した翌年度から2ヵ年度、前年度の固定資産税相当額に 1/2 を乗じて得た額を限度として交付する。 ・上記の企業立地奨励金の交付を受けていること。 ・事務所の設置に伴い、常時従業者数の増が図られていること。 ・常時従業者のうち 2/3 以上の者が市内に継続して1年以上居住していること。 |
| | | ③特定地域(別表参照) ア. ビジネス支援サービス業の用に供する施設 ○新設 | ○直接事業の用に供する設備等の取得費用の 1/10(初年度のみ、限度額 1,500 万円) |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>(コンタクトセンター)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内新規従業者数 20 人以上 <p>(バックオフィス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内新規従業者数 10 人以上 <p>(それ以外の業種)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内新規従業者数 5 人以上 <p>※市外からの配置転換者を含む。</p> <p>○増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記に掲げる要件のほか、投下固定資産総額3千万円以上 | <p>○事業所賃貸費用の 1/2 を3ヵ年度交付(限度額1,000万円)</p> <p>又は</p> <p>○直接事業の用に供する建物及びその附属設備、機械及び装置並びに当該建物の敷地である土地に対して課する固定資産税相当額を3ヵ年度交付</p> |
| | <p>④特定地域(別表参照)</p> <p>ア. 流通関連施設</p> <p>○新設</p> <ul style="list-style-type: none"> a.従業者数 100 人以上 b.従業者数 50 人以上 100 人未満 c.従業者数 20 人以上 50 人未満 <p>○増設</p> <ul style="list-style-type: none"> d.増設により新たな従業者数 100 人以上増加 e.増設により新たな従業者数 50 人以上 100 人未満増加 f.増設により新たな従業者数 20 人以上 50 人未満増加 <p>○移設</p> <ul style="list-style-type: none"> g.従業者数 20 人以上 | <p>a.g.前年度の固定資産税相当額を交付</p> <p>b.前年度の固定資産税相当額の 1/2 を交付</p> <p>c.前年度の固定資産税相当額の 1/3 を交付</p> <p>d.前年度の固定資産税相当額(増設分)を交付</p> <p>e.前年度の固定資産税相当額(増設分)の 1/2 を交付</p> <p>f.前年度の固定資産税相当額(増設分)の 1/3 を交付</p> <p>※いずれも3ヵ年度交付</p> |
| | <p>(2)国際標準規格認証取得等奨励金</p> <p>市内に本社を有する中小企業者の事務所等が次の要件に該当する場合交付する。</p> <p>①ISO9000 シリーズの認証を取得し、市長が別に定めるエコ・オフィスの認定を受けた場合</p> <p>②ISO14001 の認証を取得し、市長が別に定めるエコ・オフィスの認定を受けた場合</p> <p>③ISO9000 シリーズ及び ISO14001 の認証を取得し、市長が別に定めるエコ・オフィスの認定を受けた場合</p> | <p>○左記①及び② 50万円以内</p> <p>○左記③ 100万円以内</p> <p>※左記①～③とも、取得に要した経費のうち市長が必要と認める経費のみ対象</p> |
| | <p>(3)環境保全等奨励金</p> <p>①流通業務団地に流通関連施設を設置する者が緑地等を整備した場合</p> <p>②市内の特定地域において、環境保全等に貢献した場合</p> | <p>○左記① 1㎡当たり 2,000 円を乗じた額(限度額 1,000 万円)</p> <p>○左記② 予算の範囲内で交</p> |

| | | |
|--|---|--|
| | | 付 |
| | <p>(4)雇用奨励金</p> <p>企業立地奨励金の要件を満たし、次の要件に該当する場合、交付する。</p> <p>ア. 特定地域(別表参照)に事業所等を設置する者が新規常時従業者(事業開始の日から1年以内に新たに常時従業者として雇用する市内に住所を有する者をいう)を雇用した場合 (大企業…10人以上、中小企業…5人以上) ※ビジネス支援サービス業の用に供する事業所等を除く</p> <p>イ. 特定地域(別表参照)にビジネス支援サービス業の用に供する事業所等を設置する者が新規従業者(事業開始の日から3年以内に新たに従業者として雇用する市内に住所を有する者をいう)を雇用した場合 ※市外からの配置転換者を含む</p> | <p>○新規常時従業者(ビジネス支援サービス業の用に供する事業所等にあつては新規従業者)の数に20万円を乗じた額</p> <p>○限度額2,500万円</p> <p>ア.1か年に限り交付</p> <p>イ.3か年交付</p> |

※常時従業者:パート、アルバイト、派遣等を除く、いわゆる正社員

※別表(特定地域)

| 事業 | 地域 |
|---------------|-------------------------------|
| 製造業 | 準工業地域、工業地域及び工業専用地域並びに鳥栖西部工業団地 |
| 流通関連施設を運営する事業 | 流通業務団地 |
| ビジネス支援サービス業 | 市内全域 |

41204

佐賀県

多久市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|--|----------|----------------------------------|-------|------|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 多久市企業立地奨励条例第2条第1号に規定する事業所等を新設又は増設する者 | | 課税免除 | 固定資産税 | 6年間 |
| 佐賀県企業立地の促進に関する条例第2条第4号に規定する特例対象者 | | 課税免除 1～5年度 100% 6～10年度 50% | 固定資産税 | 10年間 |
| 上記特例対象者で過疎地域自立促進特別措置法または農村地域工業等導入促進法の規定に該当するもの | | 課税免除 1～6年度 100% 7～10年度 50% | 固定資産税 | 10年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内 容 |
|--------------------------|-------|---|--|
| 多久市企業立地奨励条例 | S53.3 | 固定資産税の課税免除に該当しなかった場合で、投下固定資産が2,500万円以上 | 立地奨励金 ○固定資産税課税免除相当額を3年間交付 |
| | | 事業所等の新設、増設に伴う市内からの新規雇用5人以上の場合 | 雇用奨励金 ○当該従業者数に50万円を乗じた金額 ○限度額 5,000万円 |
| | | 多久北部工業団地10,000㎡以上取得し、市内からの新規雇用5人以上の場合 | 用地取得奨励金 ○用地取得費の20% ○限度額 6,000万円 |
| 多久市企業立地促進特区指定に係る奨励に関する条例 | H17.6 | 佐賀県企業立地の促進に関する条例第2条第4号に規定する者のうち、市内に新設または増設する者 | 操業支援補助金 ○限度額 以下の①～④の合算額が5,000万円 ①緑地等整備補助金 緑地及び環境施設整備の初期投資時に要する費用に1/2を乗じた額 ②上水道給水装置新設等補助金 新設または改造(増径)工事を行う場合、その給水装置工事費及び加入 |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>金の合計額に 1/2 を乗じた額</p> <p>③上水道使用料金補助金</p> <p>納付した水道料金の各年度の合計額に 1/2 を乗じた額(120 月を限度)</p> <p>④機械設備等移転補助金</p> <p>移設に伴う機械及び装置の分解、梱包、輸送、設置、組立、調整等、操業を開始するために必要な費用に 1/2 を乗じた額</p> |
|--|--|--|---|

41205

佐賀県

伊万里市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|---------------|-----------------------|-------|------|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 半島地区 資本金1,000以下 500 資本金1,000超5,000以下 1,000 資本金5,000超 2,000 | — | 不均一課税 | 固定資産税 | 3年間 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域未来投資促進法に基づき県が策定した基本計画に記載されている地域経済牽引事業の立地 ・投資額1億円超 農林水産関連産業(食料品製造業等)は5千万円超 ・地域経済牽引事業計画の承認を受けていること | | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |
| 事業者が「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を佐賀県から受けること 3,800 (中小企業者 1,900) | 5 (中小企業者2) | 移転型:課税免除 拡充型:不均一課税 | 固定資産税 | 3年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内 容 |
|--------------------|-------|---|--|
| 伊万里市工場等の設置奨励に関する条例 | S39.9 | 工場等の新設又は増設 (県の企業立地補助金受給者を除く) (1)取得面積 1ha 以上 設備投資額 2億円以上 新規常時雇用者(市内)10人以上 (2)取得面積 3,000 m ² 以上 設備投資額 1億円以上 新規常時雇用者(市内)5人以上 | 用地取得奨励金 (1)用地取得費の10% 限度額 3,000万円 (2)用地取得費の5% 限度額 1,000万円 |
| | | 工場等の新設又は増設 投下固定資産 2,000万円超 | 工場等設置奨励金 (1)建物の設置を伴う場合 固定資産税不均一課税相当分を交付 (3年間) (2)建物の設置を伴わない場合(不均一課税に該当する場合は交付なし) |

| | | | |
|--------------------|-------|--|--|
| | | | <p>固定資産税課税額の</p> <p>1年目 90%</p> <p>2年目 75%</p> <p>3年目 50% を交付</p> |
| 伊万里市工場等の設置奨励に関する条例 | S38.9 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規地元雇用者及び配置転換者の合計が5人(伊万里市ビジネス支援オフィスに入居する場合は3人)以上(バックオフィス業にあつては10人以上、コールセンター業にあつては20人以上)であること ・事業開始が立地決定日から2年以内であること ・増設の場合は、投資額が 2,500 万円を超えること(伊万里市ビジネス支援オフィスに入居する場合を除く) | <p>伊万里市ビジネス支援サービス業等立地奨励金</p> <p>(1)設備費奨励金</p> <p>投資額(佐賀県の補助金の交付を受けている場合は、その額を控除した額)に100分の50を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の範囲内で市長が定める額(限度額 1,500 万円)</p> <p>立地につき1回限り</p> <p>(2)立地奨励金</p> <p>投下固定資産に対し課税された固定資産税相当額(免除額がある場合は、その額を除く額)の範囲内で市長が定める額</p> <p>事業開始の日の属する年度の翌年度以後3年間</p> <p>(3)オフィス賃料補助金</p> <p>オフィス等賃料(佐賀県の補助金の交付を受けている場合は、その額を控除した額)に100分の50を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の範囲内で市長が定める額(限度額 1,000 万円、ただし、各年の限度額は500万円)</p> <p>事業開始の日から2年間</p> <p>(4)研修費補助金</p> <p>立地決定日から事業開始後1年を経過する日までの間において、新規地元雇用者の研修に要した金額に100分の50を乗じて得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)の範囲内で市長が定める額(1人あたりの限度額 20 万円)</p> |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | | <p>立地につき1回</p> <p>(5)雇用奨励金</p> <p>新規地元雇用者及び配置転換者の正社員数×50万円(障害者である場合は、1人につき100万円)及び非正社員数×25万円(当該非正社員が障害者である場合は、1人につき50万円)の範囲内で市長が定める額(限度額2,500万円)</p> <p>立地につき1回</p> |
|--|--|--|---|

41206

佐賀県

武雄市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|--|----------|---|-------|------|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業その他市長が特に認める事業の用に供する事業所の新增設 20,000 | 10 | 課税免除 初～5年度 不均一課税 6～10年度(1/2免除) | 固定資産税 | 10年間 |
| 製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業その他市長が特に認める事業の用に供する事業所の新增設 2,000 | — | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内 容 |
|------------------|-------|--|--|
| 武雄市企業立地の促進に関する条例 | H28.1 | <ul style="list-style-type: none"> ○製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業その他市長が特に認める事業の用に供する事業所 ○新設又は増設による土地、建物及び償却資産の取得費が、2億円以上 ○新規雇用従業員数が10人以上 | <ul style="list-style-type: none"> ○雇用奨励金 新規雇用従業員数に50万円を乗じる。上限1億円。 ※Uターン者については、1人につき25万円を加算(上限5,000万円) ○操業支援補助金 上限5,000万円 |
| | | | 選 択 制 <ul style="list-style-type: none"> ①工業用水使用料 ②上水道使用料 ③環境施設整備費用 ④新エネルギー利用施設整備費 ⑤電気料、ガス使用料 ⑥小規模用地取得費 (1ha以上取得、上限3,000万円) ⑦その他、市長が特に認めるもの |

| | | | |
|--|--|---|---|
| | | <p>新設又は増設による土地、建物及び償却資産の取得に係る 1,000 万円以上の借入資金</p> | <p>○利子補給金 年利1%に相当する額を限度。借入資金は1億円、交付期間は3年間を限度。</p> |
| | | <p>○製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業その他市長が特に認める事業の用に供する事業所 ○新設又は増設による土地、建物及び償却資産の取得費が 2,000 万円以上</p> | |
| | | <p>中小企業者にあつては、5人以上、中小企業者以外の者にあつては 10 人以上の新規雇用従業員を雇用した者</p> | <p>○雇用奨励金 新規雇用従業員の数に 50 万円を乗じる。上限1億円。 ※U ターン者については、1 人につき 25 万円を加算(上限 5,000 万円)</p> |
| | | <p>新設又は増設による土地、建物及び償却資産の取得に係る 1,000 万円以上の借入資金</p> | <p>○利子補給金 年利1%に相当する額を限度。借入資金は1億円、交付期間は3年間を限度。</p> |

41207

佐賀県

鹿島市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内 容 | |
|-------------------------|-------|-----------------------------------|--|--|
| 鹿島市工場等の振興措置に関する条例 | S47.3 | ○公害防止施設の新設又は改善 | 利子補給 ○対象融資資金の限度額 3,000万円(3年間) | |
| | | ○指定地域内における工場等の新設又は移転 | 利子補給 ○対象融資資金の限度額 2億円(3年間) | |
| | | ○指定地域に工場等を移転終了した場合 | 奨励金 ○各年度の固定資産税の額に 50/100 を乗じた額を限度として3年間交付 | |
| 鹿島市企業立地促進特区における奨励に関する条例 | H18.4 | ○佐賀県企業立地の促進に関する条例第2条第4号に規定する特例対象者 | 立地奨励金 ○固定資産税相当額 (土地・家屋・償却資産) 初年度から5年間 100% 6年度から10年間 50% | |
| | | 選 択 制 | ○工業立地法施行規則第3条及び第4条に基づく緑地及び緑地以外の施設 | 緑地等整備補助金 ○初期投資時に要する費用の1/2の額 ○限度額 2,500万円 |
| | | | ○事業所を新設又は増設し、電気事業者との需給契約に基づき電気の供給を受けた者 | 電気料補助金 ○電気料の1/4相当額を3年間交付 ○限度額 2,500万円 |
| | | | ○市内在住の新規雇用従業者数 | 雇用奨励補助金 ○正規雇用1名につき50万円 ○非正規雇用1名につき25万円 ○限度額 7,500万円 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別優遇措置〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|--|----------|---|----------------|---------------------------|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 市と進出協定を締結後2年以内に操業を開始し投資額2億円以上、操業開始1年経過時点での新規地元雇用者数が10名以上(配置転換者を含む) ・鹿島市企業立地促進特区における奨励に関する条例の優遇制度との選択性 | | 設備費等補助金 建物・設備機器の取得に要した経費から市以外の補助金を控除した後の額 (補助率)1/2 | 限度額 5,000万円 | 進出協定締結日から操業開始1年経過日まで |
| | | 雇用奨励金 新規地元雇用者で1年以上の雇用継続者の雇用経費に対する助成 (補助率)50万円/人 | 限度額 7,500万円 | 操業開始から36月を経過した時点までに雇用された者 |

41208

佐賀県

小城市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|----------------------------------|----------|-----------------------------|-----------------------|------|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 佐賀県企業立地の促進に関する条例第2条第4号に規定する特例対象者 | | 課税免除 5年間 免除 後5年間 税率半減 | 固定資産税 (土地・家屋・償却資産) | 10年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内 容 |
|-----------|--------------------------|--|---|
| 小城市企業誘致条例 | H17.3 (全部改正 H19.6) | ①新設の場合 ○投下固定資産総額 3,000 万円以上 ○新規従業者数(常時雇用) 10 人以上 | 立地奨励金 ○事業開始の翌年度から3年を限度として固定資産税相当額の範囲内において奨励金を交付(ただし、固定資産税の課税免除等を受ける者を除く) |
| | | ②増設の場合 ○投下固定資産総額 1,000 万円以上 ○増設従業者数(常時雇用) 5人以上 | |
| | | 佐賀県企業立地の促進に関する条例第2条第4号に規定する特例対象者 | 雇用奨励金 ○新規地元雇用者の数に50万円を乗じて得た額 ○限度額 2,500万円 |
| | | 選 択 制 | 緑地等整備補助金 ○緑地及び緑地以外の環境施設の整備の初期投資時に要する費用の1/2の額 ○限度額 2,500万円 |
| | | 電気料金補助金 ○電気料の1/4相当額を3年間交付 ○限度額 2,500万円 | |
| | | 用地取得費補助金 ○用地取得金額の1/10相当額を交付 ○限度額 2,500万円 | |

41209

佐賀県

嬉野市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内 容 |
|----------------|-------|--|---|
| 嬉野市企業等誘致 条例 | H18.1 | ○新設固定資産額 2,000 万円超 | 設置奨励金 |
| | | ○増設固定資産額 2,000 万円超 | ○初年度から5年度 固定資産相当額の全額を交付 ※ただし、固定資産税の課税免除を 受ける場合は交付しない |
| | | ○新規従業者数 10 人以上(常時雇用) ○増設従業者数 5人以上(常時雇用) | ○6年度から 10 年度 固定資産税相当額の 1/2 を交付 |
| | | | 雇用奨励金 |
| | | | ○新規雇用従業者数(1年継続雇用) ×50 万円 ○限度額 7,500 万円 |
| | | | 上水道使用奨励金 |
| | | | ○上水道使用料金相当額 ○限度額 2,500 万円(3年間) |
| | | 新設に伴う用地取得面積 10,000 m ² 以上 | 用地取得奨励金 |
| | | | ○用地取得金額の 1/4 を交付 ○限度額 2,500 万円 |

41210

佐賀県

神崎市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|----------|----------------------------------|-------|------|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 地域未来投資促進法に基づく地域の特性を生かした事業分野の立地(輸送用機械関連産業、半導体関連産業、食品関連産業、医療・医薬品関連産業等) ・地域経済牽引事業に供する家屋・構築物及び家屋・構築物の敷地である土地の合計額が1億円以上 ・地域経済牽引事業計画の承認を受けていること | | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |
| 佐賀県企業立地の促進に関する条例第2条第4号に規定する特例対象者 | | 課税免除 1～5年度 全額 6～10年度 1/2減免 | 固定資産税 | 10年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内 容 |
|-----------|-------|---|---|
| 神崎市企業誘致条例 | H18.3 | ○新設するもので投下固定資産2,500万円以上かつ、市内在住の新規雇用5名以上 | 企業立地奨励金 ○固定資産税の課税免除を受けない企業に3年間固定資産税相当額を交付 |
| | | | 雇用奨励金 ○市内在住の新規雇用者数(市内在住)×50万円を交付(非正規雇用者数については1/2換算) 限度額 5,000万円 |
| | | | 用地取得費補助金 ○3,000㎡以上の用地取得を対象とし、用地取得金額×10%を補助 限度額 2,500万円 |
| | | | 賃貸料補助金 ○神崎市が指定する土地及び建物の賃貸料×50%を2年間補助 限度額 500万円 |

| | | |
|--|---|---|
| | | <p>社宅整備費補助金</p> <p>○新たに社宅を整備・取得する費用または空き家等を社宅として改修・取得する費用に対し、整備費の1/10を補助</p> <p>限度額 1,000万円</p> |
| | <p>○増設するもので投下固定資産1,000万円以上かつ、市内在住の新規雇用5名以上</p> | <p>企業立地奨励金</p> <p>○固定資産税の課税免除を受けない企業に3年間固定資産税相当額を交付</p> |
| | | <p>雇用奨励金</p> <p>○市内在住の新規雇用者数(市内在住)×50万円を交付(非正規雇用者数については1/2換算)</p> <p>限度額 5,000万円</p> |
| | | <p>用地取得費補助金</p> <p>○3,000㎡以上の用地取得を対象とし、用地取得金額×10%を補助</p> <p>限度額 2,500万円</p> |
| | | <p>賃貸料補助金</p> <p>○神崎市が指定する土地及び建物の賃貸料×50%を2年間補助</p> <p>限度額 500万円</p> |
| | | <p>社宅整備費補助金</p> <p>○新たに社宅を整備・取得する費用または空き家等を社宅として改修・取得する費用に対し、整備費の1/10を補助</p> <p>限度額 1,000万円</p> |
| | | <p>○佐賀県企業立地の促進に関する条例第2条第4号に規定する特例対象者</p> <p>選択制</p> |
| | <p>用地取得費補助金</p> <p>○3,000㎡以上の用地取得を対象とし、用地取得金額×10%を補助</p> <p>限度額 2,500万円</p> | |
| | <p>賃貸料補助金</p> <p>○神崎市が指定する土地及び建物の賃貸料×50%を2年間補助</p> <p>限度額 500万円</p> | |

| | | | |
|--|-----|-------------------|--|
| | | | <p>社宅整備費補助金</p> <p>○新たに社宅を整備・取得する費用または空き家等を社宅として改修・取得する費用に対し、整備費の1/10を補助</p> <p>限度額 1,000万円</p> |
| | 選択制 | 緑地等整備補助金 | <p>緑地及び緑地以外の環境施設の整備の初期投資時に要する費用の1/2以内の額を交付</p> <p>限度額 2,500万円</p> |
| | | 電気料金補助金 | <p>電気料金の1/4以内の額を3年間交付</p> <p>限度額 2,500万円</p> |
| | | 上水道使用料金補助金 | <p>上水道使用料金の1/2以内の額を3年間交付</p> <p>限度額 2,500万円</p> |
| | | 環境施設整備(新エネルギー)補助金 | <p>太陽光発電施設(10kW以上)を設置した場合、設置費用の1/2以内の額を交付</p> <p>限度額 2,500万円</p> |
| | | 人材育成補助金 | <p>社員の教育、研修及び教育機関等の派遣並びに大学等の進学及び留学に要する費用(旅費、生活費等は除く。)で1名あたり500万円を限度で2年間交付</p> <p>限度額 2,500万円</p> |
| | | 研究開発費補助金 | <p>大学や公的研究機関等との共同研究に要する費用の1/2以内の額を交付</p> <p>限度額 2,500万円</p> |

41327

佐賀県

吉野ヶ里町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|--|----------|--|-------|------|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 地域未来投資促進法に基づく神埼・三養基西部地域基本計画で指定する集積業種の立地 (自動車関連産業、半導体関連産業、食品関連産業、産業用機械関連産業) ○投資額1億円以上 ○地域経済牽引計画の承認を受けていること | | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |
| 佐賀県企業立地の促進に関する条例第2条第4号に規定する特例対象者 | | 課税免除 1～5年度 全額 6～10年度 1/2減免 | 固定資産税 | 10年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内 容 |
|-------------------|-------|---|---|
| 吉野ヶ里町企業立地奨励に関する条例 | H18.3 | 町内に工場等の立地を行う者(固定資産税の課税免除を受ける者を除く) ○投下固定資産のうち本来の用に供する部分の取得費が2,400万円を超えること ○町税完納 ○町と進出協定を締結 ○立地に伴う新規雇用が5人以上 | 企業立地奨励金 ○固定資産税相当額を3年間交付 |
| | | ○町税完納 ○町と進出協定を締結 ○立地に伴う新規雇用が5人以上 | 雇用奨励金 ○新規従業者数×50万円(上限30人) |
| | | ○用地取得面積が3,000㎡以上 ○町税完納 ○町と進出協定を締結 ○立地に伴う新規雇用が5人以上 | 用地取得費奨励金 ○用地取得金額の100分の15相当額で2,500万円を限度 |

41341

佐賀県

基山町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内 容 |
|---|-------------|---|--|
| 基山町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例 | 平成 30 年 6 月 | 事業者が作成する地域経済牽引事業計画を佐賀県知事が承認したもの | 対象資産に係る固定資産税を3年間免除 |
| 基山町企業立地促進等に関する条例 | H20.12 | ○製造業、道路貨物運送業、梱包業、卸売業、ビジネス支援サービス業、コンタクトセンター業、バックオフィス運営業 | |
| | | ○新たな用地を町内に取得し、取得した日から5年以内に工場等を新設 ○新設投資額 ・製造業:1億円以上 ・物流業:1.5億円以上 ・ビジネス支援サービス業、コンタクトセンター運営業、バックオフィス運営業:1,500万円以上 ○新規従業者数 10人以上(常時雇用) ○町と進出協定を締結 | ○奨励金 新設にかかる、土地、直接製造のように供する建物及び償却資産(機械及び装置に限る)に対する前年度固定資産税相当額を限度とし、3年間交付する。 |
| | | ○佐賀県企業立地の促進に関する条例第2条第4号に規定する特例対象者 | ○奨励金 新設・増設に係る、土地、直接製造の用に供する建物及び償却資産に対する前年度固定資産税相当額を限度とし、5年間交付、その後5年間半額交付する ○雇用奨励補助金 ・町内新規雇用者数×50万円(雇用による転入は転入者の人数×20万円加算) ・配置転換による転入者数×20万円 (限度額 1,500万円) |

| | | | | |
|--------------------------------------|---|---------------|---------------|--|
| | | 選択制 (1つ選択) | 埋蔵文化財本掘調査費補助金 | 工場等の設置に伴い実施した埋蔵文化財本掘調査に要した費用の 1/2 以内の金額 (限度額 1,500 万円) |
| | | | 緑地等整備補助金 | 工場立地法に係る緑地等の整備に要する費用の 1/2 以内の金額 (限度額 1,500 万円) |
| | | | 用地取得費補助金 | 用地取得に関する費用の 1/10 以内の金額 (限度額 1,500 万円) |
| | | 選択制 (1つ選択) | 上水道使用料金補助金 | 上水道使用料金の 1/2 以内の額を 3 年間交付 (限度額 1,500 万円) |
| | | | 工業用水道使用料金補助金 | 工業用水道使用料金の全額を 3 年間交付 (限度額 1,500 万円) |
| | | | 電気料金補助金 | 電気料金の 1/4 以内の額を 3 年間交付 (限度額 1,500 万円) |
| ○資本金1億円以下で基山町に本社がある事業者又は創業者(又は第二創業者) | ○立地企業活性化補助金 新設・増設・移設に係る投下固定資産額の 1/3 以内の金額を交付(限度額 1,500 万円) | | | |
| ○投資固定資産 1,500 万円以上 | ※新設は創業者(第二創業者)に限る | | | |
| ○雇用の維持または増加する協定締結 | ※移設は既存の工場等の固定資産評価額相当額を差し引いた額が対象 | | | |

41345

佐賀県

上峰町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---|----------|------|-------|------|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 地域未来投資促進法に基づく神埼・三養基西部地域基本計画で指定する集積業種の立地 (自動車関連産業、半導体関連産業、食品関連産業、産業用機械関連産業) ○投資額2億円超 ○企業立地計画の承認を受けていること | | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内 容 |
|-----------|-------|---|---|
| 上峰町企業誘致条例 | S38.4 | ○物品(電気、ガスを含む。)の製造加工及び修理、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業の用に供する施設及びそれらの事業を遂行するのに必要な事務所又はこれに類する施設。 ○新設、増設ともに投下固定資産(土地を除く)5,000万円以上 ○新設:常時使用する従業員数10人以上 ○増設:常時使用する従業員の増加数10人以上 | 奨励金 ○土地(事業の用に供する建物敷地部分に限る。)、建物、償却資産(機械及び装置に限る)に対する、前年度固定資産税相当額の100分の50を限度とし、3年間交付する。 |

41346

佐賀県

みやき町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|--|----------|--|-------|------|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 佐賀県企業立地の促進に関する条例第2条第4号に規定する特例対象者 | | 課税免除 1～5年度 全額 6～10年度 1/2減免 | 固定資産税 | 10年間 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域未来投資促進法に基づく地域の特性を生かした事業分野の立地(輸送用機械関連産業、半導体関連産業、食品関連産業、医療・医薬品関連産業等) ・地域経済牽引事業に供する家屋・構造物及び家屋・構造物の敷地である土地の合計額が1億円以上 ・地域経済牽引事業計画の承認をうけていること | | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内 容 |
|----------------------|----------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| みやき町企業誘致条例 | H20.6 | 新設の場合 | 企業立地奨励金 |
| | | ○投下固定資産 2,500万円以上 | ○固定資産税の課税免除を受けない企業に3年間固定資産税相当額を交付 |
| | | ○常時雇用従業者数 10人以上 | 雇用奨励金 |
| 増設の場合 | ○新規雇用者数×50万円 (5人以上60人以下を交付対象) | ○限度額 3,000万円 | |
| ○投下固定資産 2,500万円以上 | ○用地取得費補助金 | ○10,000㎡以上の用地取得を対象とし、用地取得金額×20%以内を補助 | |
| ○常時雇用従業者増加数 5人以上 | ○限度額 3,000万円 | | |
| | | ○佐賀県企業立地の促進に関する条例第2条第4号に規定する特例対象者 | |

| | | | | |
|--|--|-------------|-------------------|--|
| | | 選 択 制 | 緑地等整備補助金 | ○緑地及び緑地以外の環境施設の整備の初期投資時に要する費用の1/2以内の額を交付 ○限度額 2,500万円 |
| | | | 電気料金補助金 | ○電気料金の1/4以内の額を3年間交付 ○限度額 2,500万円 |
| | | | 上水道使用料金補助金 | ○上水道使用料金の1/2以内の額を3年間交付 ○限度額 2,500万円 |
| | | | 環境施設整備(新エネルギー)補助金 | ○太陽光発電施設(10kW以上)を設置した場合、設置費用の1/2以内の額を交付 ○限度額 2,500万円 |

41387

佐賀県

玄海町

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内 容 |
|-------------|-------|---|---|
| 玄海町産業立地促進条例 | H21.4 | ○新設又は増設した事業所の事業開始に伴い、町内に居住する者の3人以上の新規雇用があり、かつ投下固定資産総額が 2,000 万円以上 | 企業立地奨励金 ○固定資産税相当額を5年間交付 |
| | | | 雇用促進奨励金 ○町内居住の新規雇用者(1年以上継続雇用)×50万円 ○限度額 1,000万円 |

41401

佐賀県

有田町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|----------------------------------|----------|-------------------------|-----------------------|------|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 佐賀県企業立地の促進に関する条例第2条第4号に規定する特例対象者 | | 1～5年度 免除 6～10年度 税率半減 | 固定資産税 (土地・建物・償却資産) | 10年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内 容 |
|---|--|----------------------------------|--|
| 有田町企業立地の促進に関する条例 | R1.6 | 佐賀県企業立地の促進に関する条例第2条第4号に規定する特例対象者 | ○雇用奨励金 新規地元雇用者のうち正社員1人につき 50 万円、非正社員1人につき 25 万円(上限 5000 万円) |
| | | 選 択 制 | ○工業排水溝整備補助金 ・1ha 当り 250 万円 |
| | | | ○利子補給金補助金 ・利子相当額の 1/2(3年間、上限 2500 万円) |
| | | | ○上水道使用料金補助金 ・使用料金相当額(3年間、上限 2500 万円) |
| | | | ○電気使用料金補助金 ・使用料金の4分の1(3年間、上限 2500 万円) |
| 製造業等 投資額が 2,000 万円以上 新規地元雇用者が5人以上 | ○設備投資奨励金 固定資産税相当額(3年間) ○雇用奨励金 新規地元雇用者のうち正社員1人につき 50 万円、非正社員1人につき 25 万円(上限 2500 万円) | | |
| ビジネス支援サービス業等 新規地元雇用者が、 ・ビジネス支援サービス業3人以上 ・バックオフィス業 10 人以上 ・コールセンター業 20 人以上 | ○立地奨励金 投資額の 100 分の 50(上限 1500 万円) ○設備投資奨励金 固定資産税相当額(3年間) ○オフィス等賃料奨励金 オフィス等賃料の 100 分の 50(2年間、上限 1000 万円) ○研修費奨励金 新規地元雇用者の研修費の 100 分の 50(上限1人あたり 20 万円) ○雇用奨励金 新規地元雇用者のうち正社員1人につき 50 万円、非正社員1人につき 25 万円(上限 2500 万円) | | |

41423

佐賀県

大町町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---------------|----------|------|-------|------|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 過疎地区 | 2,700 | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内 容 |
|----------------------|-------|--------------------------------------|-------------------------------|
| 大町町工場事業場等の設置奨励に関する条例 | S36.3 | ○常時従業員 15 人以上 ○資本金又は設備資金 500 万円以上 | 奨励金 ○固定資産税相当額の範囲内 (5か年) |

41424

佐賀県

江北町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---------------|----------|------|--|------|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 新增設 | 2,000 | — | 固定資産税 初年度免除 2年目 免除 3年目 免除 4年目 1/2 5年目 1/2 | 5年間 |

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

| 条例名 | 制定年月 | 対象者の要件 | 内 容 |
|-----------|---------|--|---|
| 江北町企業誘致条例 | H24.4.1 | <p>新增設する製造業の用に供する施設： 投下固定資産総額2億円以上 常時従業員 10 人以上</p> <p>新增設する道路貨物運送業、こん包業の用に供する施設： 投下固定資産総額1億円以上 常時従業員 10 人以上</p> <p>新增設する旅館業の用に供する施設： 投下固定資産総額1億円以上 常時従業員5人以上</p> <p>新增設する情報処理サービス業、自然科学研究事業、ソフトウェア業に供する施設： 投下固定資産総額2千万円以上 常時従業員5人以上</p> | <p>(雇用奨励金の交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用従業員数×50 万円 (限度額 2,500 万円) ・工場等を新增設する場合、町内在住者を当該事業開始の日から5カ月以上常時雇用すること <p>(水道料金補助金の交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場等の新增設により、直接事業に水道を使用する場合 ・納付した水道料金の2分の1に相当する額(限度額 2,000 万円) ・納付義務が発生した月から起算して5年間 |

41425

佐賀県

白石町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

| 適用基準 | | 措置事項 | 措置範囲 | 適用期間 |
|---------------|----------|------|-------|------|
| 投下固定資本額(万円以上) | 従業員(人以上) | | | |
| 新設 | 2,000 | 課税免除 | 固定資産税 | 3年間 |
| 増設 | 1,000 | | | |